

## 鳥取県教育委員会告示第 19 号

平成 19 年度鳥取県立盲・聾・養護学校高等部・専攻科の生徒募集を、次の要項により実施する。

平成 18 年 11 月 28 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

### 平成 19 年度鳥取県立鳥取盲学校高等部・専攻科生徒募集要項

#### 1 募集学科及び募集生徒数

募 集 学 科		募集生徒数
高等部	普通科（単一障害学級及び重複障害学級）	定数は設けない。
	保健医療科	8 人
専攻科	理療科	10 人

#### 2 出願資格を有する者

##### (1) 高等部

普通科の単一障害学級及び保健医療科にあつては視覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。）第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあつては視覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成 19 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条各号のいずれかに該当する者

##### (2) 専攻科

視覚障害の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 高等学校（盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。）を卒業した者又は平成 19 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第 69 条各号のいずれかに該当する者

#### 3 出願方法

##### (1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取盲学校長（以下「鳥取盲学校長」という。）に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身（在学）学校長を経由することを要しない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書、健康診断書及び視力等の証明書並びに専攻科にあつては、当該学校の卒業又は卒業見込み証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。

##### (2) 出願期間

平成 19 年 2 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

##### (3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

##### (4) 受付場所

鳥取県立鳥取盲学校（以下「鳥取盲学校」という。）

##### (5) その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長（出身（在学）学校長を経由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者）に通知するものとする。

#### 4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

#### 5 学力検査及び面接の日程等

##### (1) 日時

平成19年3月6日(火) 午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

##### (2) 場所

鳥取盲学校

##### (3) 学力検査実施教科等

###### ア 高等部

普通科 単一障害学級志願者 国語、社会、数学、理科及び英語  
重複障害学級志願者 諸検査

保健医療科 国語、社会及び適性検査

イ 専攻科 国語、理科、数学、英語及び適性検査(盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、  
申出により数学又は英語のいずれかを保健医療に代えることができる。)

##### (4) その他

ア 筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

イ 学力検査等終了後、面接を実施する。

#### 6 合格者の発表

平成19年3月14日(水) 正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

#### 7 再募集の実施

合格者の発表の結果、入学確定者数が募集生徒数に満たない学科(高等部保健医療科及び専攻科医療科に限る。)については、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

##### (1) 出願手続

3の(1)に同じ。

##### (2) 出願期間

平成19年3月19日(月)から同月20日(火)までとする。ただし、郵送による場合は、平成19年3月20日(火)必着とする。

##### (3) 受付時間及び受付場所

3の(3)及び(4)に同じ。

##### (4) 学力検査及び面接の日程等

###### ア 日時

平成19年3月22日(木) 午前9時から午後4時30分まで(午前8時30分までに集合すること。)

###### イ 場所

5の(2)に同じ。

###### ウ 学力検査実施教科等

5の(3)に同じ。

###### エ その他

5の(4)に同じ。

##### (5) 合格者の発表

平成19年3月26日(月) 正午に鳥取盲学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学)学校長に通知する。

#### 8 その他

(1) 高等部普通科の入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取盲学校長が特に認めたときは、別に学力検査等を実施する。

- (2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。
- (3) 入学志願書等の用紙は、平成 19 年 1 月 12 日（金）から鳥取盲学校において交付する。
- (4) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取盲学校（〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1265 電話 0857-23-5441、ファクシミリ 0857-23-5442）に問い合わせること。

平成 19 年度鳥取県立鳥取聾学校高等部生徒募集要項

1 募集学科

普通科（単一障害学級及び重複障害学級）、産業工芸科及び生活デザイン科

2 出願資格を有する者

普通科の単一障害学級並びに産業工芸科及び生活デザイン科にあつては聴覚障害の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 22 条の 3 の表に規定する程度のもので次のいずれかに該当するものとし、普通科の重複障害学級にあつては聴覚障害の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成 19 年 3 月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。）に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオーディオグラム（測定したものがなければ、鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成 19 年 2 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

(4) 受付場所

鳥取聾学校

(5) その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、学力検査の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜の方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び学力検査、面接等の結果により行う。

5 学力検査及び面接の日程等

(1) 日時

平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 10 時から午後 3 時まで（午前 9 時 30 分までに集合すること。）

(2) 場所

鳥取聾学校

(3) 学力検査実施教科等

普通科	単一障害学級志願者	国語、数学及び英語
	重複障害学級志願者	諸検査
産業工芸科	国語、数学及び英語	
生活デザイン科	国語、数学及び英語	

(4) その他

学力検査等終了後、面接を実施する。

6 合格者の発表

平成 19 年 3 月 14 日（水）正午に鳥取聾学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 その他

(1) 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めるときは、別に学力検査等を実施する。

(2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

(3) 入学志願書等の用紙は、平成 19 年 1 月 12 日（金）から鳥取聾学校において交付する。

(4) 生徒の募集に関し不明な事項は、鳥取聾学校（〒680-0151 鳥取市国府町宮下 1261 電話 0857-23-2031、ファクシミリ 0857-27-8606）に問い合わせること。

平成 19 年度鳥取県立養護学校高等部生徒募集要項

1 募集学校

鳥取県立白兎養護学校（以下「白兎養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立米子養護学校（以下「米子養護学校」という。）普通科（単一障害学級及び重複障害学級）

鳥取県立倉吉養護学校（以下「倉吉養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）普通科（単一障害学級、重複障害学級及び訪問学級）

鳥取県立鳥取養護学校（以下「鳥取養護学校」という。）普通科（単一障害学級及び重複障害学級）

2 出願資格を有する者

(1) 白兎養護学校及び米子養護学校（ただし、米子養護学校には訪問学級は設けない。）

単一障害学級にあっては知的障害の程度が学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号。以下「政令」という。）第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障害学級にあっては知的障害の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で次のいずれかに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成 19 年 3 月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条各号のいずれかに該当する者

(2) 倉吉養護学校

単一障害学級にあっては知的障害又は肢体不自由の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあっては知的障害又は肢体不自由の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当するものとする。

(3) 皆生養護学校

単一障害学級にあっては肢体不自由の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当するものとする。

重複障害学級にあっては肢体不自由の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

訪問学級にあっては障害のため学校に通学して教育を受けることが困難な者で(1)のア又はイに該当するものとする。

#### (4) 鳥取養護学校

単一障害学級にあつては肢体不自由又は病弱の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度の者で(1)のア又はイに該当する者とする。

重複障害学級にあつては肢体不自由又は病弱の程度が政令第 22 条の 3 の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で(1)のア又はイに該当するものとする。

ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者、入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

### 3 出願方法

#### (1) 出願手続

ア 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して志願する養護学校の長に提出しなければならない。

イ 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書（鳥取養護学校にあつては、医師の診断書）を添えて志願する養護学校の長に提出するものとする。

#### (2) 出願期間

平成 19 年 2 月 20 日（火）から同月 22 日（木）までとする。ただし、郵送による場合は、平成 19 年 2 月 22 日（木）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

#### (3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

#### (4) 受付場所

各養護学校

#### (5) その他

各養護学校の長は、入学志願書が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

### 4 入学者の選抜の方法

(1) 白兔養護学校及び米子養護学校にあつては、調査書等の審査及び面接の結果により行う。

(2) 倉吉養護学校にあつては、調査書等の審査、諸検査及び面接の結果により行う。

(3) 皆生養護学校の単一障害学級にあつては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあつては調査書等の審査、学力検査又は観察及び面接の結果により行い、訪問学級にあつては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

(4) 鳥取養護学校の単一障害学級にあつては調査書等の審査、学力検査及び面接の結果により行い、重複障害学級にあつては調査書等の審査及び面接の結果により行う。

### 5 学力検査、面接等の日程等

#### (1) 白兔養護学校

ア 日時

平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 10 時から午後 3 時まで（午前 9 時 30 分までに集合すること。）。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

白兔養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

#### (2) 米子養護学校

ア 日時

平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 10 時から午後 3 時まで（午前 9 時 30 分までに集合すること。）

イ 場所

米子養護学校

#### (3) 倉吉養護学校

ア 日時

平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 10 時から午後 3 時まで（午前 9 時 30 分までに集合すること。）。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途養護学校の長が通知する時間とする。

イ 場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては、別途養護学校の長が通知する場所とする。

ウ 諸検査及び面接

別途養護学校の長が通知する方法により実施する。

(4) 皆生養護学校

ア 学力検査（単一障害学級及び重複障害学級の志願者に対してのみ実施）

(ア) 日時

平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 10 時 15 分から（午前 10 時までに集合すること。）

(イ) 場所

皆生養護学校

(ウ) 学力検査実施教科等

単一障害学級 国語及び数学

重複障害学級 国語及び数学又は観察

イ 面接（志願者全員に対して実施）

(ア) 日時

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては学力検査等終了後、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する日時とする。

(イ) 場所

単一障害学級及び重複障害学級の志願者にあつては皆生養護学校。ただし、訪問学級の志願者にあつては別途養護学校の長が通知する場所とする。

(5) 鳥取養護学校

ア 学力検査（単一障害学級の志願者に対してのみ実施）

(ア) 日時

平成 19 年 3 月 6 日（火）午前 9 時 20 分から午後 2 時まで（午前 9 時までに集合すること。）

(イ) 場所

鳥取養護学校

(ウ) 学力検査実施教科

国語、数学及び英語

イ 面接（志願者全員に対して実施）

(ア) 日時

単一障害学級の志願者にあつては学力検査終了後、重複障害学級の志願者にあつては午前 10 時から正午まで（午前 9 時 40 分までに集合すること。）とする。

(イ) 場所

鳥取養護学校

6 合格者の発表

各養護学校において平成 19 年 3 月 14 日（水）正午に発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 その他

(1) 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、各養護学校長が特に認めたときは、別に学力検査等を実施する。

(2) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各養護学校の長が定める。

(3) 入学志願書等の用紙は、各養護学校において次の日から交付する。

ア 白兔養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成 19 年 1 月 19 日（金）

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成 19 年 1 月 12 日（金）

(4) 生徒の募集に関する説明会を各養護学校において次の日時に開催する。

ア 白兎養護学校、倉吉養護学校及び米子養護学校

平成 19 年 1 月 19 日（金）午前 10 時から

イ 皆生養護学校及び鳥取養護学校

平成 19 年 1 月 12 日（金）午後 1 時 30 分から

(5) 生徒の募集に関し不明なことは、次に問い合わせること。

白兎養護学校（〒689-0201 鳥取市伏野 1550-1 電話 0857-59-0585、ファクシミリ 0857-59-1237）

倉吉養護学校（〒682-0836 倉吉市長坂新町 1231 電話 0858-28-3500、ファクシミリ 0858-28-1144）

米子養護学校（〒689-3543 米子市蚊屋 343 電話 0859-27-3411、ファクシミリ 0859-27-3420）

皆生養護学校（〒683-0004 米子市上福原七丁目 13-4 電話 0859-22-6571、ファクシミリ 0859-38-3485）

鳥取養護学校（〒680-0901 鳥取市江津 260 電話 0857-26-3601、ファクシミリ 0857-27-3207）